

## 補助金調査・評価シート [制度的補助]

補助金名等			
補助金の名称	障害児保育事業	No.	27
予算事業名	民間保育所運営助成事業		
予算科目	款 03民生費	項 02児童福祉費	目 02児童措置費
	節 19負担金補助及び交付金	細々節 01障害児保育事業費補助金	
部課名	健康福祉部子育て支援課	電話番号	049-251-2711
		内線	344

補助金の根拠			
根拠条例等	条例		
	規則		
	要綱	富士見市民間保育所補助金交付要綱	
	その他		
開始年度	昭和 54 年度	終期の設定	<input type="checkbox"/> 有(年度まで) <input checked="" type="checkbox"/> 無
補助金の分類	<input checked="" type="checkbox"/> 事業費補助	<input type="checkbox"/> 団体運営費補助	<input type="checkbox"/> イベント等補助
	<input type="checkbox"/> 投資的補助	<input type="checkbox"/> 扶助費的補助	

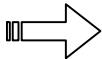
補助金の概要	
目的 (何を対象にどのような成果を得たいのか。)	障害児保育の質を維持し、安全を確保するためには、児童数に応じて配置する職員以外の担当保育士の配置が必要である。 本補助金は、この担当保育士の配置（雇用）に係る経費の一部を助成し、民間保育所が障害児保育を実施できる環境を整えることを目的とする。
導入の経緯 (どうしてこの補助制度を導入しなければならなかったのか。)	民間保育所の障害児保育を促進するため、国・県と歩調をあわせて本補助制度を導入した。
対象資格 (対象資格はどのようなものか。)	障害児保育に係る障害児担当保育士を雇用している民間保育所 ※現に障害児を受けて入れている場合に限る。
交付内容等 (どのような基準で交付しているのか。また、交付時の確認資料はどのようなものか。)	補助金額 障害児3名以内に対して障害児担当保育士1名を配置した場合は、障害児1名につき月額60,000円を補助する。  交付時の確認資料 職員は名簿等により、児童は手帳、診断書等で確認する。
積算基礎 (予算額をどのように積算しているのか。)	平成22年度予算額            3,600 千円
	対象児童5名×12ヶ月×60,000円

補助割合等	
補助割合等の明示	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ( <input checked="" type="checkbox"/> 定額) <input type="checkbox"/> 無 (「予算の範囲」のみの場合を含む。)
財源内訳	<input type="checkbox"/> 市単独 <input type="checkbox"/> 国・県・市 <input type="checkbox"/> 国・市 <input checked="" type="checkbox"/> 県・市 割合 市 1/2 国 県 1/2 (分数表示)
上乗せ・横出し	<input checked="" type="checkbox"/> 国・県の基準よりも拡充して交付している <input type="checkbox"/> していない
上乗せ・横出しがある場合の内容と金額	障害児1名あたりの補助額に月額20,000円を上乗せしている。

交付実績とコスト		(単位:件・円)		
項目	平成20年度(決算)	平成21年度(決算見込)	平成22年度(予算)	
交付(見込)件数	6件	5件	5件	
交付(見込)件数の増減要因		-	-	
決算(予算)額(A)	2,880,000	2,400,000	3,600,000	
財源内訳	国庫支出金	0	0	
	県支出金	1,100,000	1,080,000	
	その他	0	0	
	一般財源	1,780,000	2,520,000	
概算人件費(B)	75,749	65,703	65,685	
概算補助事業費(A+B)	2,955,749	2,465,703	3,665,685	
実績報告の確認(実績報告書受理時の確認資料は、どのようなものか。)	実績報告時に次の書類を提出させている。 ①職員数及び児童数の確認…名簿 ②障害の有無…手帳や診断書			

事業環境等	
見直しの有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ( 19/21 年度) <input type="checkbox"/> 無 ※ 5年以内の見直しに限ります。
有⇒見直内容 無⇒見直さない理由	①19年度改正 国・県の要綱改正に伴い、補助基準額を変更した。 月額43,200円 ⇒ 月額40,000円 ②21年度改正(22年度から施行) 市の政策的判断に基づき、補助基準額を変更した。 月額40,000円 ⇒ 月額60,000円

廃止した場合の問題点 (廃止した場合の問題点や継続しなければならぬ理由など)	廃止した場合、国が定めている運営費の基準以外の人件費が膨らむこととなるため、民間保育所は障害児の受入を拒否するようになると予測される。
-------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------

評 価			
評価項目		判断理由	評 価
必要性	社会経済情勢に合致し、行政の実施が望ましいか	障害児の保育所入所不承諾に対する訴訟が相次いでおり、入所の制限等は違法と認識されている。しかし実際の受入には安全確保の面からいっても担当職員の配置は必要であり、補助が無ければ受入することも障害児保育の実施も困難となる。	<input checked="" type="checkbox"/> 望ましい <input type="checkbox"/> そうでもない
優先性	厳しい財政状況の中で優先的に実施すべきか	近隣市町でも実施しており、次世代育成支援行動計画の施策でもある「ノーマライゼーションの普及・推進」の為に必要である。	<input checked="" type="checkbox"/> 優先すべき <input type="checkbox"/> 優先度が低い
有効性	目的に対して成果が出ているのか	保育所の運営費が児童数で単価設定されている為、只でさえ基準数以上の職員を配置することが保育所運営を圧迫しているのだが、この補助金をがらすることで、本市においては全ての保育所で障害児受入可という高水準を維持している。	<input checked="" type="checkbox"/> 成果が出ている <input type="checkbox"/> あまり出ていない
継続性	現状のまま継続して、当初の導入目的を達成できるか	障害とまでいかないが通常の保育が困難な児童が増えているという傾向があるため、補助を継続することで目的を達成できる。	<input checked="" type="checkbox"/> 達成できる <input type="checkbox"/> 達成できない
所属長評価	<input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input checked="" type="checkbox"/> 見直しの上継続  <input checked="" type="checkbox"/> 重点化する (コストを集中的に投入したい) <input type="checkbox"/> 制度の変更 (補助対象経費・補助率の変更) <input type="checkbox"/> 廃止 ( <span style="background-color: #ccccff; color: black;">      </span> 年度まで)		
	見直しの上継続を選択した場合には、その内容を記入してください。 その他問題点・課題等があれば、その内容を記入してください。		
	保育所運営が公立から私立へ比重をシフトしていく傾向があるため、障害児の受け皿を確保しなければならない。近隣と比較しても、どちらかという補助額は低いので、将来的には拡充が必要と思われる。		